令和7年度 静岡県人権教育の手引き

想像しよう 共感しよう

-気付きから行動へ-



牧之原市菊川市学校組合立牧之原中学校 2年 原﨑 百花

静岡県教育委員会

令和7年度より、「静岡県人権教育の手引き」は、冊子での配布を取りやめ、県教育委員会ホームページに内容を整理して掲載することにしました。掲載内容の紹介として、リーフレットを作成しましたので、各学校における人権教育の推進に活用してください。







1 静岡県教育委員会の人権教育

1 基本方針

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。静岡県では、世界や国の様々な法や動向を踏まえ、「静岡県人権施策推進計画」及び「静岡県教育振興基本計画」を策定しました。県教育委員会では、これらの理念に沿って、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目標に掲げ、幅広く施策を推進しています。一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会や学校の実現を目指しています。

宗教妥 FF 人権教育基本方針

指導の重点

◆人権に対する正しい理解を深めること

知識が足りないことで差別を生むことがあります。様々な状況に配慮した対応ができるようになるためには、まず人権に対する正しい理解と認識が大切です。

◆人権感覚を高めること

人権感覚を高めるためには、様々な事象や人とのかかわりの中で、人の気持ちや痛みを想像したり、 共感したりする力を身に付けていくことが必要です。

◆自己肯定感を高めること

自己肯定感とは、自分自身をかけがえのない存在として認める肯定的感覚のことを言います。一人一人の成長には違いがあります。人と比べるのではなく、短所も含めた自分らしさや個性を受け止めることが大切です。

◆多様性を尊重すること

多様性を尊重するためには、一人一人が異なる存在であるという認識に立つ必要があります。ものの 見方や考え方、習慣、経験や立場等は様々であることを理解し、多様な価値観や異なる文化に触れる経 験を重ねていきましょう。

令和7年度 人権教育推進のポイント

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和 5 年 4 月に施行されました。同法を受け、静岡県では、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める「しずおかこども幸せプラン」(令和7~11年度)を策定しました。

人権教育を推進するに当たり、県教育委員会では、令和7年度のポイントを、「子どもの人権を守ろう」 としました。社会総がかりで子ども施策を推進していく中で、子どもの人権を守ることは、すべての礎と なる理念です。その上で、各学校において特に意識して取り組んでほしい人権課題を、「障害を理由とす る偏見や差別をなくそう」、「外国にルーツをもつ人への偏見や差別をなくそう」、「性の多様性を尊重し よう」としました。

2 求められる教職員の高い人権意識

「人権は、家庭、学校、地域そして世界における人々の言動の基準となる」と言われています。子どもの 周りにいる大人の存在、言動そのものが人権の基準となります。

特に、学校教育において教職員は最大の教育環境と言われるように、子どもに与える影響は大きく、 教職員の人権感覚が問われています。教職員の皆さんは子どもを大切にしたかかわりをなさっていることと思います。意識せずにできていることが大半かもしれませんが、人権感覚を磨く上では、人権を尊重することを意識的に行っていくことが重要です。

3 全体計画及び年間指導計画の作成

学校においては、自校の実態に合わせて人権教育全体計画を作成します。人権教育全体計画とは、 学校全体で実施される人権教育の方針や目標、具体的な取組についての計画書であり、教職員の人 権意識を高め、差別やいじめのない安全で健全な学習環境にするために策定するものです。

人権教育年間指導計画とは、人権教育全体計画の構想を、日々の教育活動でどのように具現化して いくか、全教職員の共通理解のもと、計画的、組織的に指導できるようにするためのもので す。「いつ」、「どのように」、「どんな内容を」指導していくのかを月別や学年別等の一覧に して示し、児童生徒が段階的に人権尊重の意識を高められるように指導するために活用し 県教委 HP ます。

全体計画·年間指導計画

令和7年度 静岡県教育委員会 人権教育基本方針

自他の人権を大切にする態度や行動力の育成 【目標】

キーワード : 想像しよう 共感しよう ~気付きから行動へ~

指導の重点

学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

- ◆ 人権に対する正しい理解を深めること
- ◆ 人権感覚を高めること
- ◆ 自己肯定感を高めること
- ◆ 多様性を尊重すること

家庭・地域・ 関係機関との連携

校種間の連携 (小・中・高・特支)

教職員の人権意識の高揚



人権教育の成立基盤としての 教育·学習環境

学 校

★令和7年度 人権教育推進のポイント★

子どもの人権を守ろう

障害を理由とする 偏見や差別をなくそう

~心のバリアフリーの 推進~ 外国にルーツをもつ人への 偏見や差別をなくそう

~互いの文化等への 理解促進~ 性の多様性を 尊重しよう

~LGBT から sogí ~~ ^{※I}

LGBT は、性的マイノリティの総称。SOGI は、性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる 人の性のあり方を尊重する表現です。

2 子どもの人権 (子どもの権利条約、こども基本法、しずおかこども幸せプラン)

子どもの人権に関する重要な法令や施策を紹介します。まず、「子どもの権利条約」は、国際的な視点から子どもの権利を保障し、尊重することを求めています。また、「こども基本法」は、子どもがもつ権利を明確にし、健全な成長と発達を支援するための基本的な枠組です。

◆「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(平成元年 11 月国連採択、平成6年4月日本批准)

「児童の権利に関する条約」は、「子どもの権利条約」とも呼ばれ、世界中すべての子ども たちがもつ人権(権利)を定めた条約です。児童生徒の基本的人権に十分に配慮し、一人 一人を大切にした教育が行われることが求められます。



又科省 HP 児童の権利に関する条約

4つの 原則

- 1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- 3 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- 4 差別の禁止(差別のないこと)

◆ 「こども基本法」(令和5年4月施行)

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会をめざして、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました。「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。



こども家庭庁 HP こども基本法

こども施策 6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- **2** すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、 平等に教育を受けられること。
- **3** 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな 活動に参加できること。
- **4** すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからに とって最もよいことが優先して考えられること。
- **5** 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい こどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

「しずおかこども幸せプラン」を策定 こども施策を一元的に推進します! (令和7~11年度)

静岡県では、子ども施策として、新たに「しずおかこども幸せプラン」を策定しました。本計画は、「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を図る考え方を大切にしています。また、「ふじのくに若い翼プラン」と「ふじさんっこ応援プラン」の考え方を継承し、両プランの施策を一元的に推進していくことで、こども・若者を、ライフステージを通じて切れ目なく支援していきます。

3 人権教育研究指定校の実践紹介

研究指定校事業は、児童生徒及び教職員の自他の人権を尊重する態度や行動力を高めるための研究を行うとともに、その具現化を図り、成果を広く県内の学校に普及させることで、学校教育の一層の充実・発展を目指しています。



県教委 HP 人権教育研究指定校

◆ 令和5·6年度指定校 静岡県立駿河総合高等学校

【研究テーマ】

「自己と他者を尊重し、主体的・協働的に行動できる生徒を育成するために」

研究の焦点を生徒同士、職員同士、職員と生徒の間の「心理的安全性」に 絞り、校内の誰もが失敗や意見の対立によって責められることがないという 安心感を持ち、自分らしく振る舞い、チャレンジできる学校風土を醸成する ことを目指した取組。

右上の二次元コードから、駿河総合高校の取組 を見ることができます。



【取組】

- ○「心理的安全性」への理解促進(SPS「駿総ベース~駿総で生きるすべての人に~」策定 等)
- 生徒が安心して意見を表明できる機会の設定(頭髪規定の見直し 等)
- 生徒および職員間の心理的安全性向上(職員室内外の環境整備・10 分間職員ワークショップ全4回 等)

4 授業等で活用できる学習例

人権教育は、学校における全ての教育活動をとおして行われます。各学校では、人権教育全体計画や年間指導計画に基づき人権教育を推進していきましょう。

普段の教育活動も、人権の視点で見直すことで、子どもたちや教職員の人権感覚が磨かれていきます。子どもたちの実態に合わせ、短時間で取り組むことができるワークや、人権課題についてじっくり考える授業を取り入れることも効果的です。短時間ワークや学習例など、授業の進め方やワークシート等も県教育委員会のホームページで紹介しています。



県教安 HP 人権教育学習例

◆ 人権感覚を磨く短時間ワーク

子どもから大人まで取り組むことができる短時間のワークです。15 分程度で取り組むことができますので、朝学習やホームルームなどの時間で効果的に活用してください。

- ○「多様性って何だろう?」
- ○「どっちを選ぶ?」
- ○「見方を変えると~短所を長所にリフレーミング~」
- ○「I(わたし)メッセージで伝えてみよう」

◆ 授業で活用できる学習例

学校での授業を想定し、40~50分で取り組む学習を取り上げています。子どもや学級の状況、発達段階等、実態に応じて、発問の仕方や、ワークシートの言葉などアレンジしながら活用することができます。

- ○「お互いのよさを認め合おう」
- ○「ともに生きる社会を学ぼう」
- ○「いじめを取り巻く"人"について考える」
- ○「インターネット・SNS トラブル」他

5 人権感覚を磨く校内研修

学校において、人権教育を推進していくためには、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識することが重要です。日頃の言動や姿勢を自ら見つめ直し、人権に関わる知的理解や人権感覚を高めていきましょう。



県教委 HP 校内研修資料

◆ 校内研修「振り返りましょう あなたの人権感覚」(チェックシート)

(ねらい) ・チェックシートを用いて、自らの行動や考え方を振り返り、人権を尊重しようとする気持ちを高める。 ・チェックシートの内容等についてグループで話し合うことで、お互いの考え方を知るとともに、自分の 人権感覚に向き合い、児童生徒や保護者、地域の方、同僚等とのよりよい関わり方、教職員としての 人権感覚を磨く。

| | | 月日 |
|--------------|---|----|
| 学級活動や授業等の場面で | ① どの子どもにも積極的に挨拶をしている | |
| | ② 子ども一人一人の顔を見て、敬称を付けて名前を呼んでいる | |
| | ③ どのような理由があっても、体罰はしていない | |
| | ④ 不調を訴える子どもの言葉を受け止めている | |
| | ⑤ 子どもとの約束は守っている | |
| | ⑥ チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っている | |
| | ⑦ 丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている | |
| | ⑧ 一人でぽつんとしている子どもに声掛けしている | |
| | ⑨ 子どもの努力を認める言葉掛けをしている | |
| | ⑩ 子どもたちが発言する機会を平等に与えている | |
| | ① 子どもの多様な意見や考え方を取り上げている | |
| | ② 間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していない | |
| | ③ 子ども同士、兄弟姉妹などを比較していない | |
| | ④ 欠席の子どもの机上等のプリントを確認し、欠席の子どもに渡している | |
| | ⑤ 視力や聴力、身長等に配慮した座席配置になっている | |
| | ⑥ 保護者や地域の方々との連絡・協力体制があり、保護者の意見に耳を傾けている | |
| | ⑰ 個人情報について、適切に取り扱っている | |
| 教職員同- | ⑧ 発言と行動に矛盾はない | |
| | ⑨ 自分の価値観だけが正しいとは思っていない | |
| | ② 間違った言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っている | |
| | ② 不快に感じるかどうかは、相手(子どもを含む)の気持ちのみで決まることを理解している | |
| | ② どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心掛けている | |
| | ② 他の教職員が気になる生徒指導をしていたら、見て見ぬふりをしない | |
| 士で | ② 相手(子どもを含む)が、セクハラを止めてほしいと必ず意思表示するとは限らないことを理解している | |
| | ⑤ 同僚が、ちょっと変だな、大丈夫かな、それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしている | |
| | ② 研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っている | |
| | ② 教職員間に、何でも話し合える協力体制がある | |

いじめの重大事態を防ぐ「学校対応確認リーフレット」を活用しましょう!

毎年4月は「静岡県いじめ防止啓発強調月間」です。各学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認し、児童生徒や保護者に対して説明するとともに、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心に実状に応じた取組を実施しましょう。



学校対応確認 リーフレット

6 学校や社会における人権課題

一人一人の人権が守られる社会を実現していくために、各人権課題に対する知識や理解を 深め、その課題解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切です。



法務省 HP 啓発活動強調事項

◆ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう。

わたしたち一人一人の性は、様々な要素が絡み合って形づくられます。子どもたちや身近な人たちの中で、生きづらさを感じている人がいるかもしれないという視点をもち、性的マイノリティについて理解を深めましょう。

【 性の構成要素 】

- 身体的な性(からだの性/Sex)
- ② 性自認(ジェンダーアイデンティティ/Gender Identity)
- ③ 性的指向(好きになる性/Sexual Orientation)
- ④ 性表現(表現する性/Gender Expression)

【 LGBTからSOĞIへ 】

LGBTは、性的マイノリティの総称として使われる言葉ですが、SOGIは性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使われています。性は、個人の尊厳に関わるものであり、どの人の性のあり方も平等に尊重することが求められます。



県民だより 令和5年2月号参照

◆ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害の有無に関わらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、支え合う共生社会を実現していきましょう。

「『共生・共育』(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方について」 (令和7~16 年度)

県教育委員会では、障害の有無に関わらず、全ての幼児児童生徒のウェルビーイング実現に向けた「共生・ 共育」の方向性を示した教職員用資料を作成しました。資料は各学校へ配布するとともに、県教育委員会の ホームページ等にも掲載します。また、各種研修会等でも活用していきます。

【基本方針】

- 1 障害の有無に関わらず、全ての幼児児童生徒が、これまで以上に同じ場で共に学ぶことを追求
- 2 幼児児童生徒の「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」の保障
- 3 校種間(幼保こども園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)の連携の推進

【重点となる施策】

- 全ての幼児児童生徒への人権教育の実施
- 校種・学校・学級間の連携拡大
- 教員の専門性の向上 など
- 障害の状況や個々のニーズに応じた指導・支援の充実
- 特別支援学校のセンター的機能の充実

7 関係機関及び相談機関



なやみ相談ナビ「はなそっと」 年齢や悩みを選択すると、 適切な相談窓口を検索できます。





| 相談窓口 | 相談内容 | 受付時間/連絡先 |
|--------------------------------------|---|--|
| 24時間 子供SOSダイヤル | 子どものSOS全般 (子ども、保護者向け) | 24時間対応/0120-0-78310(なやみいおう) ※匿名相談可 |
| 静岡県教職員 不祥事根絶窓口 | 教職員による法令違反や ハラスメント等に関する相談 (県立学校教職員向け) | 0120-793-242 kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp |
| 教職員倫理110番 | 上記相談と同じ(県民の方向け) | |
| みんなのヘルプ 相談窓口 | 上記相談と同じ(児童・生徒向け) | |
| 総合教育センターの 面接相談 | 学校生活、家庭生活、子どもの 心や発達に関する教育相談 (子ども、保護者、教職員向け) | (予約受付) 平日 9:00~17:00/0537-24-9738 (相談日) 掛川会場:月~金、沼津会場:水・金 |
| 教育相談ハロー電話「ともしび」 | 子どもの悩み相談、保護者の教育相 談(子ども、保護者向け) | 平日(年末年始を除く)10:00~17:00 東部: 055-931-8686 (ハローハロー) 中部: 054-289-8686 西部: 0537-24-8686 ※匿名相談可 |
| 若者こころの 悩み相談窓口 | | 24時間対応/0800-200-2326 |
| 静岡県LINE相談 | | 平日 14:00~22:00、土・日・祝日 14:00~21:00 ID:@shizuokasoudan ※匿名相談可 |
| こどもの人権110番 (静岡地方法務局) | いじめ・DV・差別、誹謗中傷など人 権に関する相談 | 平日 8:30~17:15(年末年始を除く) ※匿名相談可 0120-007-110(ぜろぜろななの ひゃくとおばん) |
| LINE じんけん相談 (静岡地方法務局) | 上記相談と同じ | 平日 8:30~17:15(年末年始を除く) ※匿名相談可 ID:@linejinkensoudan |
| 静岡県警察 少年サポートセンター (警察本部人身安全少年課) | 少年の非行防止や被害少年支援に関 する相談 | 平日 8:30~17:15 ※県警ホームページを御参照ください。 |
| 子どもの権利に 関する相談 (静岡県弁護士会) | いじめ、体罰、学校での困り事や児 童虐待、非行などの相談 | 9:00~12:00、13:00~17:00 静岡:054-252-0008 浜松:053-455-3009 沼津:055-931-1848 ※初回相談無料 |
| あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課) | 女性が抱える様々な悩み相談 | 月火木金 9:00~16:00、水 14:00~20:00 第2土曜日 13:00~18:00/054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ ※匿名相談可 |
| | 男性が抱える様々な悩み相談 | 第1・3土曜日 13:00~17:00/054-272-7880 |
| ふじのくに LGBT電話相談 | 性のあり方に関する悩みごとや 困り事 | 第1火曜日、第3土曜日 18:00~22:00/0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可 |
| 静岡県性暴力被害者 支援センターSORA | 性暴力被害に関する相談 | (電話相談) 24時間365日 #8891/0120-8891-77 (チャット相談) 月〜金 14:00〜20:00 ■ チャットはこちら→ ※匿名相談可、家族・友人等相談可 |
| 児童相談所虐待 対応ダイヤル | 虐待の通告・相談 | 24時間対応/189(いちはやく) |